

(案)

一ツ瀬川国有林の地域別の森林計画書

(一ツ瀬川森林計画区)

計画期間

自	平成29年	4月	1日
至	平成39年	3月	31日

九州森林管理局

担当者の役職及び氏名

役 職	氏 名	備 考
計 画 課 長	近 藤 昌 幸	平成２８年 ７月３１日まで
〃	山 崎 準	平成２８年 ８月 １日から
流 域 管 理 指 導 官	黒 木 興 太 郎	
自然遺産保全調整官	溝 越 啓 二	
計 画 課 長 補 佐	山 崎 泉	
企画官（森林資源評価担当）	松 永 雄 治	平成２８年１０月 １日から
生態系管理指導官	田 上 正 文	平成２８年 ９月３０日まで
〃	田 中 和 利	平成２８年１０月 １日から
森 林 施 業 調 整 官	中 村 雄 二	
計 画 調 整 官	小 原 豊 治	
企 画 係 長	小 谷 豊	
経 営 計 画 官	佐 伯 卓 也	
経 営 計 画 官	清 田 誠	

目 次

I 計画の大綱

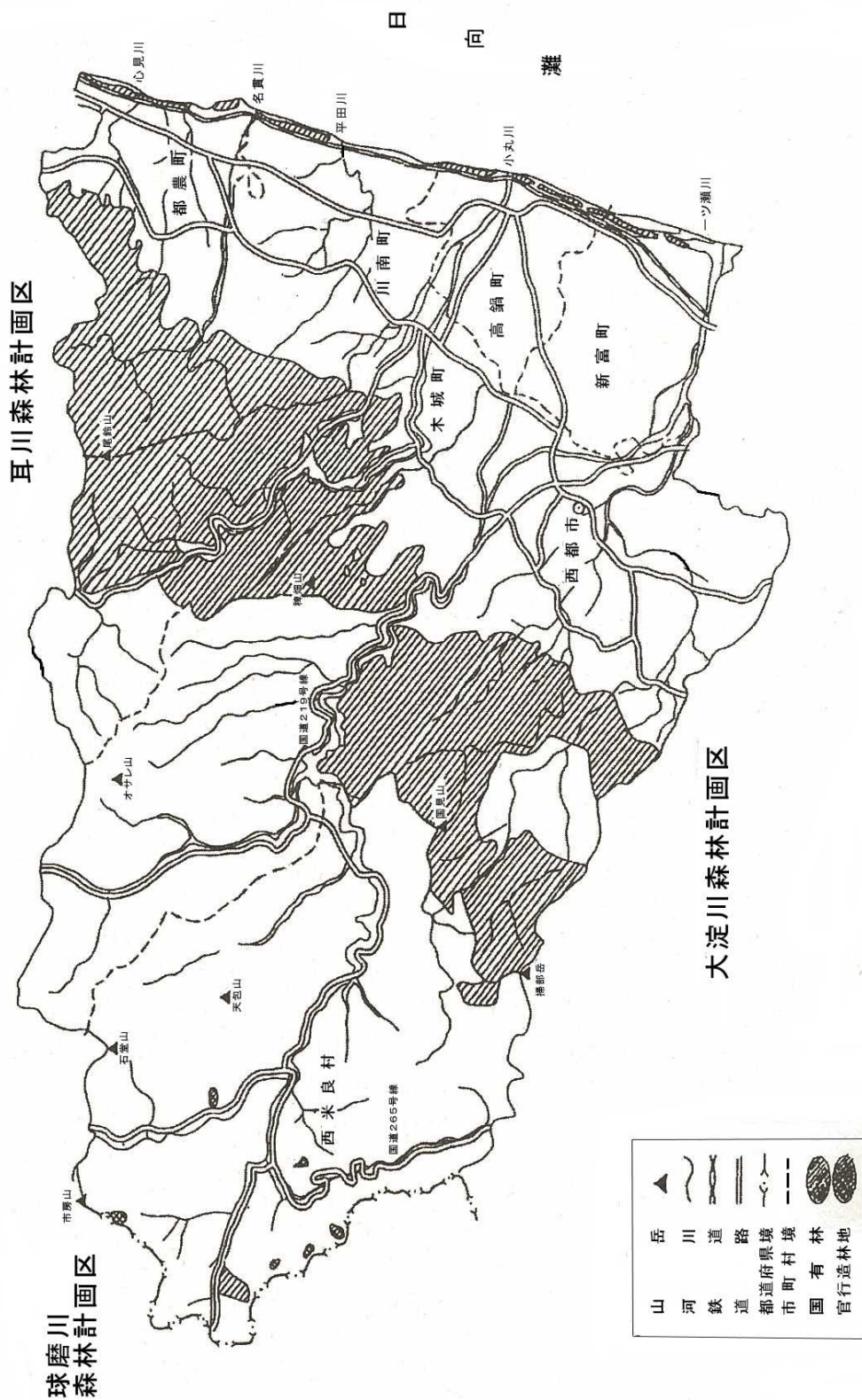
1 森林計画区の概況	3
(1) 自然的背景	3
(2) 社会経済的背景	4
(3) 森林・林業の動向	4
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	5
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	5

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	9
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	10
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	10
(1) 森林の整備及び保全の目標	10
(2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	12
2 その他必要な事項	12
第3 森林の整備に関する事項	13
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	13
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	13
(2) 立木の標準伐期齢	15
(3) その他必要な事項	15
2 造林に関する事項	15
(1) 人工造林に関する事項	15
(2) 天然更新に関する事項	16
(3) その他必要な事項	16
3 間伐及び保育に関する事項	17
(1) 間伐の標準的な方法	17
(2) 保育の標準的な方法	18
(3) その他必要な事項	21
4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項	22
(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	22
(2) その他必要な事項	22
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	23
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	23
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの 基本的な考え方	23
(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	23
(4) その他必要な事項	23
6 森林施業の合理化に関する事項	24
(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	24
(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	24
(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	24
(4) その他必要な事項	24

第4	森林の保全に関する事項	25
1	森林の土地の保全に関する事項	25
(1)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	25
(2)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	25
(3)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	25
(4)	その他必要な事項	25
2	保安施設に関する事項	26
(1)	保安林の整備に関する方針	26
(2)	保安施設地区の指定に関する方針	26
(3)	治山事業の実施に関する方針	26
(4)	その他必要な事項	26
3	鳥獣害の防止に関する事項	27
(1)	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	27
(2)	その他必要な事項	27
4	森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	27
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針	27
(2)	鳥獣による森林被害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)	27
(3)	林野火災の予防の方針	27
(4)	その他必要な事項	27
第5	計画量等	28
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	28
2	間伐面積	28
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	28
4	林道の開設又は拡張に関する計画	29
5	保安林の整備及び治山事業に関する計画	34
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	34
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	35
(3)	実施すべき治山事業の数量	35
第6	その他必要な事項	38
1	保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	38
2	その他必要な事項	40
別表1	公益的機能別施業森林の区域及び施業方法	41
1	水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	41
2	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	41
①	土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	41
②	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	42
③	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	42
別表2	鳥獣害防止森林区域	44
別記1	保安林の森林施業	45
別記2	自然公園等の森林施業	46

一ツ瀬川森林計画区位置図



I 計画の大綱

I 計画の大綱

この国有林の地域別の森林計画は、森林法第7条の2の規定に基づき、全国森林計画に即して、一ツ瀬川森林計画区に係る国有林について、平成29年度から平成38年度までの、10年間に
ついて樹立するものである。

1 森林計画区の概況

(1) 自然的背景

ア 計画区の位置及び面積

本計画区は、宮崎県のほぼ中央部に位置し、西都市及び児湯郡を包括する1市1郡（5町1村）
からなり、面積115,382haの地域で、宮崎県総面積773,531haの約15%を占めている。

本計画の対象とする国有林は、1市1郡（5町1村）に所在し、北東部に位置する尾鈴山から中
央部の掃部岳を結ぶ中央団地と、熊本県境の西米良村と日向灘に介在する小団地で形成されて
おり、その面積は、26,573haとなっている。

イ 地勢

本計画の西部には、市房山（1,721m）、石堂山（1,547m）、天包山（1,189m）、掃部岳（1,2
23m）、オザレ山（1,152m）等急峻な山岳が起伏重畳して日向山地を形成し、東方へ向かって
漸次標高を減じながら広がり、台地状の小丘陵を作り、海岸沿いの平野部へ続いている。北東
部には尾鈴山（1,405m）があり西部山岳部とは対照的に穏やかな山麓をみせて南東に延びてい
る。

南東部は、段丘が発達し唐瀬原、茶臼原等の広大な段丘面を見せ高鍋付近より北では海岸ま
で段丘が迫り、一ツ瀬川、小丸川等の河川沿いに沖積平野が広がっている。

河川は、一ツ瀬川、小丸川のほか尾鈴山系に源を発する心見川、名貫川、平田川の小河川が
東流し日向灘に注いでいる。

ウ 地質及び土壌

本計画区の地質は、第三紀の四万十累層群上部に属するものが西部山間部に全体に分布し、
花崗岩類が市房山頂部等に介在している。第三紀の尾鈴山酸性岩類が尾鈴山から南ないし南東
側に広くみられる。宮崎層群が東部の段丘辺縁及び段丘面に分布している。また、第四紀の高
位段丘堆積物が茶臼原、中位段丘堆積物が新田原、唐瀬原の平坦面に分布し、沖積層が各河川
の下流域に広がっている。

土壌は西部山間部の稜線に乾性褐色森林土が分布しているが、その他は褐色森林土が広く分
布しており、林木の生育に適した条件を有している。東部には黒ボク土壌が広く分布し、尾鈴
山南東部には黄褐色の褐色森林土壌、一ツ瀬川及び小丸川沿いには灰色低地土とその一部にグ
ライ土が分布し、西部山間地に比べ一般的に土地生産性が劣っている。

エ 気候

本計画区の気候は、日向灘に面する海岸部は黒潮の影響を受け温暖で年平均気温18℃前後と
なっている。西部山間地では16℃前後となっている。

年平均降水量は、海岸部で2,700mmを超え、西部山間部では3,200mm前後と多く、比較的
温暖な多雨地帯で気象条件は林木の生育に適している。

(2) 社会経済的背景

ア 土地利用の現況

本計画区の森林面積は、83,268 h a で計画区総面積の72%にあたる。

本計画区の対象とする国有林面積は26,573 h a で森林面積の32%を占めている。

イ 人口

本計画区の人口は、102千人で、宮崎県総人口1,114千人の9%を占めている。

また、人口密度は県平均の144.1人/k m² に対し、88.7人/k m²となっている。

ウ 交通

本計画区内の交通路の主要なものは、J R 日豊本線と道路網であり、海岸地帯を国道10号線が縦走し、これより国道219号線が分岐して一ツ瀬川沿いに西都市から西米良村を経て熊本県に至り、国道265号線は西部山岳地帯を南北に縦走している。これに県道、市町村道、林道等が接続して道路網を形成している。また、東九州自動車道が福岡県北九州 IC まで開通し、宮崎県、大分県、福岡県と繋がり、道路網の整備が進んでいる。

エ その他産業の概要

本計画区における平成26年度の産業別生産額は、総額で3,137億円、その内訳は第1次産業が374億円で12%、第2次産業が716億円で23%、第3次産業が2,016億円で64%となっている。

第一産業の内訳は、農業が327億円、林業が10億円、水産業が37億円となっている。

(3) 森林・林業の動向

国有林の概況

本計画区の国有林は、西都児湯森林管理署で管理経営している。

本計画の対象とする国有林面積は26,573ha で、九州森林管理局内国有林総面積の5%を占めている。

蓄積は、7,930千m³で九州森林管理局国有林総蓄積の6%を占めている。

人工林面積は14,735ha で人工林率が57%となっている。

森林の種類は普通林が1,898ha で7%、制限林が24,675ha で93%を占めている。

制限林のほとんどが保安林であり、そのうち水源かん養保安林が97%を占めている。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

伐採立木材積に関して、主伐は地域における木材の安定供給を図るため、育成単層林の皆伐を主に計画し計画量は達成された。一方、間伐については地球温暖化防止対策に資する森林整備の推進を図るため積極的に実行したが、計画を下回る結果となった。

造林に関して、主伐が減少したことから人工造林、天然更新ともに大きく計画量を下回った。

林道等の開設については計画量を大きく上回った。林道の改良については、台風や集中豪雨による被災箇所のうち緊急性の高い箇所を実行した。

治山事業については、保安林の整備、保全施設の整備について共に優先度を考慮したため計画を大きく下回った。

項 目	計 画	実 行
伐採立木材積	648,000m ³	497,003m ³ (77)
主伐	214,000m ³	178,820m ³ (84)
間伐	433,000m ³	318,183m ³ (73)
造林面積	595ha	102ha (17)
人工造林	494ha	94ha (19)
天然更新	101ha	8ha (8)
林道等の開設又は拡張	開設：20.2km 拡張：29箇所	開設：23.0km (114) 拡張：13箇所 (45)
林道	開設：4.1km 拡張：22箇所	開設：— km (0) 拡張：11箇所 (50)
林業専用道	開設：— km 拡張：—箇所	開設：— km (—) 拡張：—箇所 (—)
その他	開設：16.1km 拡張：7箇所	開設：23.0km (143) 拡張：2箇所 (29)
保安林の指定・解除	指定：482ha 解除：— ha	指定：— ha (0) 解除：1.11ha (0)
水源かん養保安林	指定：482ha 解除：— ha	指定：— ha (0) 解除：1.11ha (0)
土砂防備保安林	指定：— ha 解除：— ha	指定：— ha (—) 解除：— ha (—)
保健保安林	指定：— ha 解除：— ha	指定：— ha (—) 解除：— ha (—)
治山事業		
保安林の整備	1,591ha	114ha (7)
保全施設	221箇所	29箇所(13)

注 () 内数値は計画量に対する実行量の割合(%)である。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施やリモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、森林施業の合理化、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病害虫や野生鳥獣害による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

Ⅱ 計 画 事 項

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

○市町村別面積

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 計		26,572.94	
市 町 村 別 内 訳	西 都 市	11,373.61	
	高 鍋 町	47.48	
	新 富 町	39.65	
	西 米 良 村	409.17	
	木 城 町	8,201.84	
	川 南 町	1,521.73	
	都 農 町	4,979.46	

注1 国有林の地域別の森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。

2 森林計画図は、九州森林管理局及び西都児湯森林管理署において縦覧に供する。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の目標並びに基本方針を以下に定める。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能 ^{かん}	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源 地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため 池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵 養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を 推進することとする。 具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点 から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や 樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、 伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分 散を図ることとする。また、自然条件や国民のニー ズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混 交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進 することとする。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の 機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその 適切な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	下層植生が生育するた めの空間が確保され、適 度な光が射し込み、下層 植生とともに樹木の根が 深く広く発達し土壌を保 持する能力に優れた森林 であって、必要に応じて 山地災害を防ぐ施設が整 備されている森林	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼ すおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊 の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林 は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を 図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、 地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化 の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。 また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も 活用した施業を推進することとする。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い 地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に 発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を 推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等 を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の 設置を推進することを基本とする。
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く 茂っているなど遮蔽能力 や汚染物質の吸着能力が 高く、諸被害に対する抵 抗性が高い森林	国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であ って、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林 の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等 の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境 形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全 を推進することとする。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観 点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有 効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を 増進する施業や適切な保育・間伐等を推進すること とする。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適 切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしてい る海岸林等の保全を推進することとする。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林	観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。 また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。 とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。 また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

- 注1 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。
- 2 これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される

- 属地性のない機能であることに留意する必要がある。
- (2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等
- 計画期間において到達し、かつ、保持する森林資源の状態等は以下のとおり。

単位 面積：ha

区 分		現況 (平成28年3月31日)	計画期末 (平成39年3月31日)
面 積	育成単層林 (育成単層林とは、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。)	14,598	14,633
	育成複層林 (育成複層林とは、森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。)	400	478
	天然生林 (天然生林とは、主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林。例えば、天然更新によるシイ・カシ・ブナ等からなる森林。)	11,575	10,929
森林蓄積 (m ³ /ha)		306	308

- 注1：「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表のかきおこし・刈払い等)、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。
- 注2：「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。
- 注3：「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。
- 注4：「天然生林」には、無立木地、竹林を含む。

2 その他必要な事項

特になし

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林施業を実施するに当たっては、第2の1に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

ア 育成単層林へと誘導・維持する施業を導入する場合は、気候、地形、土壌等の自然条件等、林業技術体系等からみて、人工造林又は天然下種第1類及びぼう芽更新等により林地生産力の向上が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

(ア) 主伐に当たっては、自然条件等及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散に配慮することとする。

また、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

(イ) 主伐の時期については、多様な木材需要に対応できるよう、地域における既往の施業体系、樹種特性を踏まえ、多様化、長期化を図ることとする。

(ウ) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実や散布状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮することとする。

イ 育成複層林へと誘導・維持する施業を導入する場合は、気候、地形、土壌等の自然条件等、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

(ア) 主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件等を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。また、立地条件、下層木の生育条件等を踏まえ、带状又は群状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮することとする。

(イ) 択伐による場合は、林地生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率、繰り返し期間によることとする。

(ウ) 天然更新を前提とする場合には、上記ア(ウ)によることとする。

ウ 天然生林へと誘導・維持する施業を導入する場合は、気候、地形、土壌等の自然条件等、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによりの確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

(ア) 主伐については、上記ア(ア)によることとする。

(イ) 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うこととする。

エ 保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法によることとする。

オ 主伐の時期

皆伐を行う人工林の主伐の時期は、次のとおりとする。

樹 種	期待径級	仕立方法	主伐時期 の目安	備 考
ス ギ	18～20cm	中仕立	40年	芯持柱材として利用
	36cm～	中仕立	70年	一般建築材又は優良建築材として利用
ヒノキ	18～20cm	中仕立	45年	芯持柱材として利用
	26cm～	中仕立	80年	一般建築材又は優良建築材として利用

注 期待径級は、胸高直径とした。

カ 伐採に関する留意事項

(ア) 皆伐を行う森林

1 箇所当たりの伐採面積の限度は、おおむね5 ha以下（ただし、1 箇所当たりの伐採面積の限度が5 ha以下で指定されている保安林等にあつては、その制限の範囲内）を原則とし、その他の制限林にあつては、その制限の範囲内とする。ただし、分収林の伐採面積については、契約面積を上限とする。

なお、伐採箇所は努めて分散を図るとともに、適切に保護樹帯等を設置することにより、新生林分の保護、土砂の流出の防備、自然景観の維持等を図ることとする。

また、新植を予定する林分に、利用径級に達しない有用樹の小径木であつて、形質の優れているものが生育している場合は、努めて保残することとする。

(イ) 天然更新を行う森林

天然更新を行う森林は、アカマツ、ケヤキ等の有用天然木を主とする森林であつて、天然下種による更新が確実な林分及びシイ類、カシ類、クヌギ、コナラ等の森林であつて、ぼう芽による更新が確実な林分とする。

1 箇所当たりの伐採面積は、皆伐を行う森林に準ずるが、特に確実な更新を確保するため、伐採区域の形状、母樹の保残等について配慮するとともに、将来旺盛な成長が期待できる中小径木については、努めて保残し育成することとする。

伐採を行うに当たっては、天然稚樹の発生状況、種子の結実状況等を勘案し適正な時期を選定することとする。

(ウ) 択伐を行う森林

択伐林分については、健全な林分を維持造成するため、林況に応じた択伐を行うこととし、保護樹帯については、広葉樹を主体とする林分を期待し、新生林分の保護、風致の維持等の保護樹帯の効果を十分発揮できる森林の維持造成に努め、伐採は保護樹帯の防風効果の維持向上を図るため、健全な立木の育成と老齢木の除去を目的とした単木択伐を行うこととする。

国土保全上重要な箇所については、老齢木・被害木の除去等により森林の各種被害の防止と活性化に資するため、原則として単木択伐を行うこととする。

水資源の確保、風致景観の維持上重要な箇所については、公益的機能の確保と資源の有効利用を図るため、群状択伐又は単木択伐を行うこととする。

(2) 立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢を次のとおりとする。

地 区	樹 種				
	ス ギ	ヒノキ	マツ類	その他針	広葉樹
一ツ瀬川	40年	45年	35年	40年	35年

(3) その他必要な事項

該当なし

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する事項

ア 人工造林の対象樹種

人工造林における造林すべき樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件等を的確に把握した上で、適地適木を原則とし、既往の造林実績及び林産物の需要動向を勘案して最も適合した樹種を選定することとし、原則としてスギ、ヒノキとする。

イ 人工造林の標準的な方法

植栽本数は、下表の本数を目安として地位・地利等の立地条件及び植栽品種の特性等を総合的に勘案して決定することとする。

また、人工造林を行うに当たっては、造林対象地の植生、地形、土壌等の現地の実態により、枝条存置、枝条筋置等の地拵を行った上で植栽することとするとともに、造林の低コスト化に向けたコンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

単位：本/ha

樹 種 区 分	ス ギ	ヒ ノ キ
育成単層林	1,500 ～ 3,000	1,500 ～ 3,000
育成複層林	1,000 ～ 2,000	1,000 ～ 2,000

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間は、公益的機能の維持や早期回復を図るため、原則として2年以内に更新させることとする。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

ア 天然更新の対象樹種

原則として高木性の樹種を対象とする。

イ 天然更新の標準的な方法

天然更新を導入する場合は、森林の確実な更新を図ることを旨として、下層植生、立地条件、前生樹等を勘案して、地表処理、刈り出し、植え込み及び芽かきを適切に行うこととする。

また、更新が完了していないと判断される場合は、既往の天然有用樹種を勘案の上、最も適合した樹種を選定・植栽等により確実に更新を図ることとする。

樹種ごとの留意事項を以下に示す。

樹 種	留 意 事 項
マツ類	原則として天然更新によることとし、マツ類の生態的適地で、かつ、マツ類が現存し植生状態等の立地条件から、天然更新による成林が可能な箇所を選定し、伐採後に刈払い、かき起こし、稚樹刈出し等必要な更新補助作業を行う。
ケヤキ	種子の結実及び林床条件等を考慮して、天然稚樹の発生、生育を促す地表かき起こし等の更新補助作業並びに稚樹が少ない場合には植込み等により更新を図る。
その他広葉樹	有用広葉樹を育成、確保するため地理的条件、土壌条件等から、広葉樹の適地を対象として、ぼう芽による更新を図るとともに刈払い、植込み等の更新補助作業による育成単層林施業及び育成複層林施業を推進する。

(3) その他必要な事項

特になし

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

間伐は、うっ閉し、立木間の競争が生じはじめた林分において、主に目的樹種の一部を伐採することにより、不適木の除去、林木の配置の調整、森林の健全化及び価値成長の促進を図りつつ、間伐木の有効利用を図ることを目的とし、下表を目安として積極的に実施することとする。

樹 種	主伐時の 期待径級	間伐時期（年）			間 伐 の 方 法
		初 回	2回目	3回目	
ス ギ	18～20cm	20～25	30～35		間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るため、残存林分の樹冠疎密度、樹間距離、樹幹の形質を考えて行うこととする。 なお、現地の実態に応じて変形列状間伐の促進を図る。
	36cm～	20～25	30～35	40～45	
ヒノキ	18～20cm	22～27	32～37		
	26cm～	22～27	32～37	42～47	

(2) 保育の標準的な方法

ア 人工林

育成単層林においては、目的樹木の生育を促進し、形質の向上を図り生産目的に合った健全な森林を確実に造成するため、画一的に行うことなく、目的樹木の生育状況、植生の繁茂状況等現地の実態に応じた保育標準表を目安に、効果的な作業方法、作業時期、回数等を十分検討のうえ適切に行うこととする。

育成複層林においては、目的樹木の生育を促進し、形質の向上を図るため照度の確保を考慮することとする。

	育成単層林	育成複層林
下刈	目的樹木の成長に必要な陽光を与え、健全な生育を図るため目的樹木の生育状況、植生の繁茂状況及び気象等の立地条件を勘案して適切な方法を選択する。	植生の繁茂により樹下植栽木が被圧され又は、照度不足により生育に支障がある場合に行う。
つる切	つるの種類及びその繁茂状況に応じて、目的樹木の生育に支障とならないよう適切に行う。 実施に当たっては、造林木の生育に最も影響を及ぼすクズの根絶を重点に置き、周囲の環境等に配慮した上で除草剤の効果的な使用を図るとともに、その生態的特性を考慮して個体数の少ない伐採前から繁殖力の小さい下刈期にかけて重点的に行う。	
除伐	目的樹木の生育を阻害している雑かん木及び目的樹木のうち被害木等生育の見込みのない不良木を伐除して確実な成林を図るため行う。 実施に当たっては、目的樹木の生育状況を十分見極めるとともに、有用天然木の活用を図るなど現地の実態に応じて適切に行う。 なお、風害その他気象害の恐れがある場合には、実施時期や実施方法等を検討して適切に実施する。	天然木が侵入し、植栽木の生育を阻害する場合、必要に応じ行う。 なお、間伐までの間に本数調整を行う必要がある林分については除伐2類を行う。
除伐2類	スギ、ヒノキ造林地のうち現に過密となっているか、又は、間伐若しくは主伐までの間に本数調整を行わないと過密となることが予想される林分について、その健全性を維持するため、種内競争緩和を目的に主として目的樹木の伐採を行う。 なお、「現に過密になっている林分」とは、Ry 0.85程度以上をいう。 また、「過密となることが予想される林分」とは、スギRy0.75、ヒノキRy0.70程度以上をいう。	
枝打	無節の優良材へ導くことを目的として行うもので、原則として投資効率の高いものについて選木枝打ちを行う。	無節の優良材へ導くこと並びに将来の伐採時における下木の損傷を軽減することを目的として選木枝打ちを行う。

保育実行標準表（育成単層林）

樹種	保育の種類	実 施 林 齢													
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	12	14	15	17	～20
スギ	下刈	△	○	○	○	○	△								
	つる切						←---	△	--→						
	除 伐									○			○		
ヒノキ	下 刈	△	○	○	○	○	△								
	つる切						←---	△	--→						
	除 伐									○			○		
	枝 打										△			△	
広葉樹	下 刈	○	○	○	○	△									
	つる切			←-----			△	-----→							
	除 伐												←---	○	-----→
	台 切		←-----		△	-----→									

- 注1 ○印は、通常予想される実行標準。
 2 △印は、現地の実態により必要に応じて実施する。
 3 ←---→印は、実行期間の範囲を示す。
 4 台切は、イチイガシ(3～4年)、クヌギ(3～6年)等とし、ぼう芽力が旺盛で二又木や不整形木等となる樹種については必要に応じて実施する。

保育実行標準表（育成複層林）

樹種	保育の種類	実 施 林 齢															
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	12	13	14	15	17	18	20
スギ	下 刈	△	○	○	○	△											
	つる切						←--	△	--→								
	除 伐									○				△			
	枝 打										△				△		
ヒノキ	下 刈	△	○	○	○	△											
	つる切						←--	△	--→								
	除 伐									○				△			
	枝 打										△				△		
広葉樹	下 刈	○	○	○	○												
	つる切			←-----			△	-----→									
	除 伐								←-----	-----→			○	-----→			

- 注1 ○印は、通常予想される実行標準。
 2 △印は、必要に応じて実施する。
 3 ←---→印は、実行期間の範囲を示す。

イ 天然林

育成単層林及び育成複層林においては、有用天然木の生育と植生の繁茂状況等現地の状況を考慮のうえ適切に保育を行う。

	育成単層林／育成複層林
下刈	植込みを行った部分に導入する。 なお、天然下種第2類で更新を完了した箇所のうち、有用天然木が競合植生により被圧され、成立本数の減少や成長阻害の恐れがある箇所についても必要に応じて下刈を実施する。
つる切	つる類の繁茂が著しく、有用天然木の形質を阻害する恐れのある箇所とする。
除伐	除伐箇所は、有用天然木の混交割合が本数率で30%以上を占め、かつ、3 mの通直木がha当たり 4,000本以上成立している林分であって、有用天然木以外の上木等の影響を受け光不足のため生育が阻害される恐れのある箇所とする。

保育実行標準表（育成単層林）

林 齢 作業種		伐採前 2年	伐採前 1年	伐採	伐採後 1年	2年	更新完了 1	2	3	4	5	6	7	15 ～ 20
更新補助作業	ササ処理	△												
	地 か き		△											
	刈 出 し					△								
	植 込 み						△							
下 刈								△	○	○	○	○	△	
つ る 切									←-----		△	-----→		
除 伐														△

注1 △印は、必要に応じて実施する。

2 下刈の○印は、植込み箇所を対象に実施する。

3 ←---→ 印は、実行期間の範囲を示す。

保育実行標準表（育成複層林）

林 齢 作業種	(伐) 1 年	(伐) 2 年	更新 完了	2	3	4	5	6	10	15
地 床 処 理	△									
刈 出 し		△								
植 込 み			△							
下 刈				△	○	○	○	△		
除 伐										△

注 1 ○印は、通常予想される実行標準（下刈は植込み箇所を対象）。

2 △印は、必要に応じて実施する。

3 （伐）は、伐採跡地で更新完了に至らないもの。

(3) その他必要な事項

該当なし

4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法については、別表 1 のとおり定める。

また、公益的機能別施業森林の区域設定及び施業の方法の考え方は以下のとおりとする。

区 域	区域設定の考え方	施業方法の考え方
水源 ^{かん} の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域	水源 ^{かん} 涵養の高度発揮が求められている森林について、森林の維持及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施行地等についてはこの限りではない。	伐期の長期化及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあつては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、自然条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進する。
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域		それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進する。 なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合は、これを推進する。
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域	山地災害防止機能・土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施行地についてはこの限りではない。	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域	生活環境保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の体制の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域	保健文化機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りではない。	

(2) その他必要な事項

該当なし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

基幹路網の現状を以下に示す。

単位 延長：km

区 分	路線数	延 長
基幹路網	28	206
うち林業専用道	2	3

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するための目安となる路網密度の水準及び作業システムの考え方は以下のとおり。

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（ 0° ～ 15° ）	車両系作業システム	100m/ha 以上	35m/ha 以上
中傾斜地（ 15° ～ 30° ）	車両系作業システム	75m/ha 以上	25m/ha 以上
	架線系作業システム	25m/ha 以上	
急傾斜地（ 30° ～ 35° ）	車両系作業システム	60m/ha 以上	15m/ha 以上
	架線系作業システム	15m/ha 以上	
急峻地（ 35° ～ ）	架線系作業システム	5m/ha 以上	5m/ha 以上

注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

2：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし

(4) その他必要な事項

該当なし

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

今後、森林の流域管理システムの確立及び国有林野事業における民間実行の徹底を図るうえで、林業事業体の経営基盤強化が重要となっているが、林業事業体の労働者は、年々減少傾向で推移し、高齢化も進行している。

このため、林業事業体の雇用の安定化、高性能林業機械の開発・導入、林業労働者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林業施策の充実が重要であり、国有林野事業としても、民有林及び関係機関と連携を図りつつ、請負事業の計画的発注、間伐木等の販売等を通じた経営の安定強化策、高性能林業機械の導入を含む機械化の促進のための措置、労働安全衛生対策等により地域の実態に即した林業事業体雇用の安定化が図られるよう事業発注時期の公表や技術習得情報の提供等に努めることとする。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

素材生産については、生産性を高めるため、プロセッサ、フォワーダ等の高性能林業機械及び自走式搬機等の小型林業機械の導入推進のための措置が重要となっている。

このため、請負事業の実行に当たっては、搬出路網の拡充、必要な作業土場等の確保、ロットのまとまり、オペレーター養成等の環境整備に配慮し、高性能林業機械の導入促進に努め、生産コストの低減、生産性の向上、労働強度の軽減及び若年労働者の新規参入等の推進に努めることとする。

(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

国有林野事業は、それぞれの時代の国民の要請に応じて事業運営を行ってきたが、これからの国有林野事業においては、多様な森林の整備と国産材時代を実現するための林業生産及び加工・流通における条件整備の達成に積極的に対応し、流域の民有林と一体となって、国産材の低コスト安定供給体制の整備等を進めること等によって、国産材の需要拡大を図って行くことが極めて重要となっている。

このため、森林の流域管理システムの下で、民有林・国有林を通じた国産材の安定供給体制及び加工・流通体制の整備に留意しつつ木材の生産・販売を行っていく必要がある。

国有林野事業としてこれらを効果的に行うには、需要動向の的確な把握・分析に基づき安定供給に配慮した生産・販売の実施、需要動向に即した採材・仕分けの徹底を図るとともに安定供給システム販売により需要開発の促進に寄与できるよう努める等、企業的な感覚を持った販売活動を展開する必要がある。

さらに、民間流通機構の活用等により積極的に国産材市場の活性化を図るとともに、今後増大が予想される人工林一般材等の商品性の向上を図る観点から、民有林との提携の下に生産・販売を行うこととする。

(4) その他必要な事項

該当なし

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

森林の所在		面 積	留意すべき事	備 考
市町村	地区（林班）			
西 都 市	1～7、10～29、31～46 48～50、53、54、59～70、 72～80、95～133、270、 272、274、275	10,945.82	林地の適切な管理並びに適切な施業の実施により林地の保全を図るほか、土石・樹根の採掘、開墾、その他土地の形質の変更に当たっては、十分留意するものとする。 なお、保安林については上記に留意するほか、各保安林の指定施業要件に基づいて行うものとする。	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林
西 米 良 市	134、135 (板谷2～6、8) (西米良7)	380.10		水源かん養保安林
木 城 町	201～222、228～241、 243～248、250～262、 264～271、273、274、 276、282～284、 287～291	7,204.40		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 干 害 防 備 保 安 林
川 南 町	1042～1044、1046～1057	1,229.85		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林
都 農 町	1005～1008、1010～1013、 1015～1048	4,819.19		水源かん養保安林
合 計		24,579.36		

注 () 書は、公有林野等官行造林地

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法
該当なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立つて森林の適正な保全と利用との調和を図ることとする。なお、土地の形質の変更を行う場合は、下記に留意することとする。

ア 土石の切取・盛土等土地の形質の変更に当たっては、地形・地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意してその実施地区の選定を行うこととする。

イ 土石の切取・盛土を行う場合には、法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設を設けることとする。

ウ その他の土地の形質の変更の場合には、その態様に応じて、土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な保全措置を講ずることとする。

(4) その他必要な事項
該当なし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとする。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに溪間工、山腹工及び地下水排除工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進することとする。

その中で、流域保全の観点からの関係機関が連携した取組や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じ、山地災害の減災に向け、事業実施等の効果的な対策を講ずる。その際、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種による緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める。

(4) その他必要な事項

該当なし

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

ア 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として鳥獣による被害防止するための措置を実施すべき森林の区域を別表２のとおり定める。

イ 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣からの被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、防護柵の設置若しくは維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等の植栽木の保護措置又はわな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の捕獲による鳥獣害防止対策を推進する。

保護林等においては、上記に準じた鳥獣害防止対策を推進する。

この際、地元行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携する。

(2) その他必要な事項

該当なし

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等による被害の早期発見及び早期駆除を図るために、適切な森林の巡視に努めることとする。

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針（３に掲げる事項を除く。）

３(１)に定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて、３(１)イに準じた鳥獣害防止対策を推進する。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、地域と連携した森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施することとする。

(4) その他必要な事項

該当なし

第5 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	1,269	875	394	473	326	147	796	549	247
前半5カ年分	576	398	179	197	136	61	379	262	118

注 総数と内訳の合計は、四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間 伐 面 積
総 数	6,809
前半5カ年分	3,242

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数	779	60
前半5カ年分	346	30

4 林道の開設又は拡張に関する計画

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種 類	区分	位 置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	前半 5カ年分	対図 番号	備考
開設	自動車道	林道	西都市	折登林道 36支線	1.2 1	57		㉑	
		林業専用道		白水70林道	0.8 1	57		⑬	
				白水72林道	1.0 1	63		⑭	
				長迫2林道	2.0 1	133		⑮	
				長迫3林道	1.8 1	77		⑯	
				吹山42林道	0.9 1	76	○	⑰	
				吹山14林道	1.2 1	78	○	⑱	
				吹山32林道	1.0 1	59	○	⑲	
				吹山63林道	3.7 1	166	○	㉒	
		小 計				13.6 9	766		
木城町	尾鈴220林道	1.2 1	164	○	⑩				

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種 類	区分	位 置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	前半 5カ年分	対図 番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	木城町	尾鈴225林道	2.8 1	159		⑪	
				尾鈴245林道	3.0 1	183	○	⑫	
				小 計	7.0 3	506			
			川南町	尾鈴1041林道	3.0 1	221	○	④	
				尾鈴1052林道	1.0 1	56	○	⑤	
				白髭林道 1055支線	1.0 1	58	○	⑥	
				尾鈴1051林道	1.6 1	90	○	⑦	
				小 計	6.6 4	425			
			都農町	平山1011林道	2.4 1	143	○	①	
				尾鈴1019林道	1.7 1	136	○	②	
				木和田 1012林道	1.6 1	73	○	③	
				川北尾鈴 1043林道	1.8 1	160		⑧	
				尾鈴1008林道	2.6 1	81		⑨	

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種 類	区分	位 置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	前半 5カ年分	対図 番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	都農町	小 計	10.1 5	593			
開 設 計					37.3 21	2,290			
拡張	一般改良	林道	西都市	前谷林道	0.3 1		○		
	舗装			寒川林道	0.5 1		○		
	一般改良			折登林道	0.5 1		○		
	一般改良			吹山林道	0.3 1		○		
	舗装			板子林道	0.5 1				
	舗装			古城林道	0.5 1				
	舗装			一ツ瀬林道	0.3 1				
	舗装			白水林道	0.3 1				
	舗装			圀林道	0.3 1				
			小 計		3.5 9				
	一般改良		木城町	矢櫃林道	0.2 1		○		
	舗装			黒谷林道	0.5 1		○		

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種 類	区分	位 置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	前半 5カ年分	対図 番号	備考
拡張	一般改良	林道	木城町	板谷林道	0.3 1		○		
	一般改良			板屋矢櫃林道	0.5 1		○		
	舗装			春山林道	0.3 1				
	舗装			檜林道	0.5 1				
	舗装			陰谷林道	0.5 1				
	舗装			黒谷林道 上春山支線	0.5 1				
			小 計		3.3 8				
	一般改良		川南町	袋谷林道	0.5 1		○		
	舗装			大内藪林道	0.5 1		○		
	一般改良			白髭林道	0.2 1				
	舗装			大内藪林道 52支線	0.3 1				
			小 計		1.5 4				
	舗装		都農町	木和田林道	0.8 1		○		
	舗装			平山林道	0.5 1		○		
	一般改良			郷田林道	0.5 1		○		

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種 類	区分	位 置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	前半 5カ年分	対図 番号	備考
拡張	舗装	林道	都農町	尾鈴林道	0.2 1				
	舗装			矢研林道	0.5 1				
	一般改良			水無林道	0.3 1				
				小 計	2.8 6				
	拡 張 計					11.1 27			

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面 積	前半5カ年分	備 考
総数（実面積）	26, 006	25, 420	
水源涵養のための保安林	25, 474	24, 629	
災害防備のための保安林	719	711	
保健、風致の保存等のための保安林	247	247	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定/ 解除	種 類	森林の所在		面 積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域(林班)		前半5カ年分		
指定	水源かん養保安林	西都市	55, 56, 57, 58	267	267	水資源の確保及び洪水の防止に資するため。	
指定	水かん養保安林	木城町	223～227 261、263	485	91	水資源の確保及び洪水の防止に資するため。	
指定	水源かん養保安林	川南町	1054、1055	54	0	水資源の確保及び洪水の防止に資するため。	
	合 計			806	358		

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種 類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
該当なし					

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

単位 面積：ha

森林の所在		面 積	前半5カ年分	指定を必要 とする理由	備 考
市町村	区域（林班）				
該当なし					

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業 施工地区数		主な工種	備考
市町村	区域（林班）		前半5カ年分		
西都市	1~4, 6, 7, 12, 14, 15, 23~25, 28, 29, 31~34, 36~39, 41, 43~46, 50, 56, 58, 60, 64, 67, 68, 72, 75, 79, 96, 98, 99, 103, 104, 107, 109, 112, 118, 119, 124, 125, 128, 130, 131	52	39	溪間工・山腹工	
高鍋町	281	1	1	防風柵工・静砂工	
新富町	281	1	1	護岸工・根固工	
西米良村	135	1		溪間工・山腹工	

森林の所在		治山事業 施工地区数	前半5カ年分	主な工種	備考
市町村	区域（林班）				
木城町	201, 203~207, 211~226, 234, 235, 243, 245~247, 253, 255, 256, 258, 259, 261, 262, 264~267, 269, 282~284, 288, 289	45	36	溪間工・山腹工	
川南町	1041, 1042, 1044, 1046, 1049, 1051, 1054, 1055, 1056, 1079	10	3	溪間工・山腹工 根固工（消波工） 護岸工・その他	
都農町	1012, 1015~1019, 1021, 1024, 1026, 1030~1034, 1079	15	11	溪間工・山腹工 根固工（消波工） 護岸工	
計		125	91		
西都市	1, 2, 4, 5, 7, 10, 12~15, 20~22, 24, 25, 28, 29, 34, 36~39, 41~44, 46, 48~50, 55, 57, 59, 60, 67, 70, 74, 75, 80, 96~100, 104, 109, 110, 119~125, 127, 128, 130 132, 272, 275	60	34	本数調整伐	
高鍋町	281	1	1	植栽工	
新富町	281	1	1	植栽工	
西米良村	135	1		本数調整伐	
木城町	202, 204, 207, 211~224 226, 230~233, 235~237 239, 240, 243, 245~248, 251, 256, 257, 259~262, 264~26 9, 281~283, 289, 290	50	30	本数調整伐	

単位 地区

森林の所在		治山事業 施工地区数	前半5カ年分	主な工種	備考
市町村	区域（林班）				
川南町	1051~1057, 1079	8	3	本数調整伐・植栽工	
都農町	1006, 1008, 1010~1012 1015~1020, 1022, 1023 1025~1028, 1030~1034 1041, 1045, 1079	25	11	本数調整伐・植栽工	
計		146	80		

第6 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区域（林班）		伐採方法	その他	
水 源 かん 養	総 数		24,032.91	別記1参照		
保 安 林	西 都 市	1~7, 10~29, 31~46, 48~50 53, 54, 59~70, 72~80, 95~133, 270, 272, 274, 275	10,826.93			
	西 米 良 村	134, 135 (板谷2~6, 8), (西米良7)	383.14			
	木 城 町	201~207, 211~222, 228~241, 243~248, 250~262, 264~271, 273, 274, 276, 282~284, 287~291	6,779.33			
	川 南 町	1042~1044, 1046~1057	1,218.81			
	都 農 町	1005~1008, 1010~1013, 1015~1048	4,824.70			
土砂流出防備	総 数		517.64	別記1参照		
保 安 林	西 都 市	12, 22, 41, 64	83.87			
	木 城 町	208~210, 246, 259, 267, 282, 283	429.72			
	川 南 町	1043, 1044, 1053	4.05			
防風保安林	総 数		0.42	別記1参照		
	新 富 町	281	0.42			

注 () 書は、公有林野等官行造林地である。

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区域（林班）		伐採方法	その他	
潮 害 防 備 保 安 林	総 数		187.56	別記1参照		
	高 鍋 町	281	45.55			
	新 富 町	281	37.75			
	川 南 町	1079	14.69			
	都 農 町	1079	89.57			
干害防備保安林	総 数		7.12	別記1参照		
	木 城 町	228,243	7.12			
保 健 保 安 林	総 数		258.17	別記1参照		
	高 鍋 町	281	35.20			
	新 富 町	281	37.61			
	都 農 町	1021, 1027, 1029, 1035~1040	185.36			
砂 防 指 定 地	総 数		39.71	別記2参照		
	西 都 市	6, 7, 10, 20, 40, 67	39.57			
	都 農 町	1008	0.14			
国 定 公 園 第3種特別地域	総 数		27.48	別記2参照		
	西 米 良 村	(西米良7)	27.48			
宮崎県自然環境 保全地域の特別区	総 数		64.10	別記2参照		
	西 米 良 村	134	64.10			

注 () 書は、公有林野等官行造林地である。

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区域（林班）		伐採方法	その他	
鳥 獣 保 護 区	総 数		405.58	別記2参照		
特 別 地 区	西 都 市	102, 106~108	230.53			
	木 城 町	201, 211, 212, 216	114.72			
	都 農 町	1031, 1032	60.33			
史 跡 名 勝 天 然 記 念 物	総 数		44.02	別記2参照		
	都 農 町	1021, 1027, 1036~1040	44.02			

- 2 その他必要な事項
該当なし

別表 1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

1 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

区 分		森林の区域（林班）	面積（ha）	施業方法
総 数			26,448.04	
市 町 村 別 内 訳	西 都 市	1~7, 10~29, 31~46, 48~50, 53~70, 72~80, 95~133, 270, 272, 274, 275	11,373.61	伐期の延長、複層林施業（択伐以外）、複層林施業（択伐）のいずれかにより、水源の涵養 ^{かん} 機能の維持増進を図る。
	高 鍋 町	281	47.48	
	新 富 町	281	39.65	
	西 米 良 村	134, 135	284.27	
	木 城 町	201~271, 273, 274, 276, 279, 282~284, 287~291	8,201.84	
	川 南 町	1042~1044, 1046~1059, 1079	1,521.73	
	都 農 町	1005~1008, 1010~1013, 1015~1048, 1079	4,979.46	

2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

区 分		森林の区域（林班）	面積（ha）	施業方法
総 数			7,897.85	
市 町 村 別 内 訳	西 都 市	1~7, 10~20, 22~29, 31~36, 38~46, 48~50, 53~70, 72~80, 95~100, 102~127, 132, 133, 272, 274, 275	3,611.58	長伐期施業、複層林施業（択伐以外）、複層林施業（択伐）のいずれかにより、森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能の維持増進を図る。
	高 鍋 町	281	47.48	
	新 富 町	281	39.65	

区 分		森林の区域（林班）	面積（ha）	施業方法
市 町 村 別 内 訳	西 米 良 村	134, 135	194.73	長伐期施業、複層林施業（択伐以外）、複層林施業（択伐）のいずれかにより、森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能の維持増進を図る。
	木 城 町	201~212, 215~217, 219, 221~235, 238~240, 242~255, 257~260, 262, 266, 267, 269~271, 273, 276, 279, 282~284, 287	2,175.85	
	川 南 町	1043, 1044, 1046, 1047, 1051, 1053, 1079	58.51	
	都 農 町	1006~1008, 1010, 1012, 1015, 1016, 1018, 1021, 1023, 1024, 1026~1043, 1045~1048, 1079	1,770.05	

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

区 分		森林の区域（林班）	面積（ha）	施業方法
総 数			144.64	
市 町 村 別 内 訳	高 鍋 町	281	39.82	複層林施業（択伐）、により、快適な環境の形成の機能の維持増進を図る。
	新 富 町	281	0.56	
	川 南 町	1079	14.69	
	都 農 町	1079	89.57	

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

区 分		森林の区域（林班）	面積（ha）	施業方法
総 数			1,010.55	
市 町 村 別 内 訳	西 都 市	17, 19, 45, 60, 102, 106~108	316.78	複層林施業（択伐）により、保健文化機能の維持増進を図る。
	高 鍋 町	281	7.66	
	新 富 町	281	39.09	

区 分		森林の区域（林班）	面積（ha）	施業方法
市 町 村 別 内 訳	西 米 良 村	134	147.30	複層林施業（択伐） により、保健文化機能 の維持増進を図る。
	木 城 町	201, 209, 211, 212, 216, 217, 247, 287	251.75	
	都 農 町	1021, 1027, 1029, 1031~1033, 1035~1040	247.97	

別表 2 鳥獣害防止森林区域

単位 面積 : ha

区 分		対象鳥獣の種類	森林の区域	面積
総 数				25, 303. 16
市 町 村 別 内 訳	西都市	ニホンジカ	1～7, 10～29, 31～46, 48～50, 53～61, 63～70, 72～80, 97～113, 115～133, 270, 272, 274	11, 129. 67
	高鍋町	ニホンジカ	281	47. 48
	新富町	ニホンジカ	281	39. 65
	西米良村	ニホンジカ	134, 135, (板谷1, 2, 西米良7, 上米良9)	345. 54
	木城町	ニホンジカ	201～208, 211～213, 216～218, 220～271, 273, 274, 282～284, 287, 289～291	7, 385. 59
	川南町	ニホンジカ	1042～1044, 1046～1059, 1079	1, 521. 73
	都農町	ニホンジカ	1005～1008, 1011, 1012, 1015～1048, 1079	4, 833. 50

注 () 書は、公有林野等官行造林地である。

別記 1 保安林の森林施業

区 分		森 林 施 業	備 考
伐採の方法	主伐に係るもの	1 水源かん養、防風、干害防備保安林は、原則として伐採種を定めない。伐期は、標準伐期齢以上とする。 2 土砂流出防備、土砂崩壊防備、飛砂防備、水害防備、潮害防備、魚つき、航行目標、保健、風致保安林は、原則として択伐とする。伐期は、標準伐期齢以上とする。 3 落石防止保安林は、原則として禁伐とする。	詳細については箇所別の指定施業要件による
	間伐に係るもの	1 主伐ができる森林で、伐採ができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 2 禁伐である森林は、原則として伐採を禁止する。	
伐採の限度	主伐に係るもの	1 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度を定める。 2 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、農林水産省令で定める択伐率による材積を超えないものとする。ただし、その択伐率は、植栽に係る事項が定められた森林で保安林指定後最初に行う箇所は10分の4以下、それ以外の箇所は10分の3以下とする。	
	間伐に係るもの	伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積率は、10分の3.5以下とする。	
植栽		植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる箇所を定める。	
方法に係るもの		おおむね、1 h a 当たり農林水産省令で定める本数以上の割合で均等に植栽する。	
期間に係るもの		伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽する。	
樹種に係るもの		指定施業要件で定める樹種を植栽する。	

別記2 自然公園等の森林施業

区 分		施 業 方 法 の 基 準
自 然 公 園	特 別 保 護 地 区	禁伐 その他の植物採取も行わないこと。
	第 1 種 特 別 地 域	・原則禁伐 ・風致維持に支障のない場合単木択伐 ・択伐率は現在蓄積の10%以内
	第 2 種 特 別 地 域	・原則択伐 ・風致の維持に支障のない場合皆伐 一伐区面積は2ha以内。一定の要件を満たせば伐区面積を増大することができる。 伐区は努めて分散し、更新後5年を経過しなければ連続して設定できない。 ・車道、歩道等の周辺は、単木択伐 ・択伐率 用材林 現在蓄積の30%以内 薪炭林 現在蓄積の60%以内
	第 3 種 特 別 地 域	風致の維持を考慮し、特に制限を受けない。
史 跡 名 勝 天 然 記 念 物		禁伐 詳細は、文化財保護法等による。
宮 崎 県 自 然 環 境 保 全 地 域 特 別 地 区		宮崎県条例による。
鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区		鳥獣の生息、繁殖等に支障があるものは択伐とし、その程度の著しいものは禁伐。その他の森林は伐採種を定めない。
都 市 計 画 法 に よ る 風 致 地 区		択伐または皆伐とする。ただし、皆伐は伐採後の成林が確実であると認められる森林で、択伐の区域で面積が1ha以内であること。
砂 防 指 定 地		宮崎県砂防指定地管理規則による。